

「クレジットカード番号等の適切な管理」に関するご案内

早速ですが、今回、平成21年12月に施行された「改正割賦販売法」に義務付けられております「クレジットカード番号等の適切な管理」に関するご案内を法律の規定に基づき、加盟店の皆さまへご案内させていただきますので、記載内容をご確認いただき従業員の皆様にも周知下さいますようお願い申し上げます。

〈漏えい・紛失等が発生した場合の連絡について〉

貴社および貴社の委託先でクレジットカード番号等の漏えいや紛失等の事故が発生した場合には、速やかに下記あてにご連絡をお願いいたします。

〈漏えい・紛失等が発生した場合の再発防止について〉

貴社または貴社の委託先でクレジットカード番号等の漏えいや紛失等の事故が発生した場合には、当社は貴社または貴社の委託先に対して、類似の漏えい・紛失等の事故が再発しないための対応措置をお願いすることとなります。

〈貴社の委託先へのご案内について〉

上記内容については、貴社より委託先に対してもご案内をお願いいたします。

〈補 足〉

※1) 上記の文における「クレジットカード番号等」とは

それを「カード契約加盟店」に提示もしくは通知することにより商品等の購入や役務の提供を受けることができるものとしてクレジットカード会社がカード会員に対して付与した番号、記号、符号等をいいます。

※2) 上記の文における「クレジットカード番号等の漏えいや紛失等の事故」とは

上記の「クレジットカード番号等」のデータやその内容が記載された伝票や書面等が漏えい、紛失、所在不明などの状態になった場合をいいます。

【本件に関するお問合せ先】

株式会社エヌシーみいけ

福岡県大牟田市古町1番地11

〈お客様相談窓口〉

T E L 0944-52-1000

FAX 0944-54-2958